

安全管理規程

(小規模航路事業主用)

令和4年10月20日

事業者名 千代田町

(赤岩渡船)

目次

第1章	総則
第2章	事業主の責務
第3章	安全管理の組織
第4章	安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名
第5章	安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制
第6章	安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限
第7章	安全管理規程の変更
第8章	運航計画、配船計画及び配乗計画
第9章	運航の可否判断
第10章	運航に必要な情報の収集及び伝達
第11章	輸送に伴う作業の安全の確保
第12章	輸送施設の点検整備
第13章	水難その他の事故の処理
第14章	安全に関する教育及び訓練
第15章	雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、事業主が定める明確な安全方針に基づき、安全最優先意識の徹底を図り実行すべく、当町の使用する船舶の運航業務（付随する業務を含む。以下同じ。）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の表に定めるところによる。

用語	意義
(1)安全マネジメント態勢	事業主により、安全管理があるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(2)事業主	船舶の運航を最高位で指揮し、管理する者
(3)安全方針	事業主が主体的に関与し、輸送の安全を確保するための町全体の意図及び方向性
(4)安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)安全統括管理者	事業主に対し直接対話が出来る者で、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6)運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統轄責任者
(7)運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐する者
(8)運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(9)陸上作業員	陸上において、旅客の整理、誘導等の作業に従事する者
(10)船内作業員	船舶上において、旅客の整理、誘導等の作業に従事する者
(11)運航計画	起終点、航行経路、航行速力、運航回数、発着時刻、運航の時季等に関する計画
(12)配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、予備船の投入等に関する計画
(13)配乗計画	乗組員数及び勤務割りに関する計画
(14)発航	現在の停泊場所を解らんして目的地への航行を開始すること。
(15)基準航行	基準経路を基準速力により航行すること。
(16)運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「着岸」を行うこと。
(17)反転	目的地への航行の継続を中止し、発航地へ引返すこと。
(18)気象・水象	風速(10分間の平均風速)、視程(目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる。)及び波高(隣り合った波の峰と谷との鉛直距離)
(19)運航基準図	航行経路(発着及び停泊地の位置並びにその相互間の距離、針路、変針点等)、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(20)船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板等船舶側から架設されたものがある場合はその先端までを含む。
(21)陸上	船舶上以外の場所。ただし、陸上施設区域内に限る。
(22)危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
(23)陸上施設	栈橋、旅客待合室等船舶の係留、旅客乗降等の用に供する施設

(運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準)

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準を定める。

2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。

3 旅客の乗下船、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。

- 4 事故発生時の非常連絡の方法、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。
- 5 地震が発生した場合には、地震防災対策基準に定めるところにより、地震防災対策を実施するものとする。

第2章 事業主の責務

(事業主の主体的関与)

第4条 船舶による輸送の安全確保のため、事業主は次に掲げる事項について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- (6) 安全マネジメント態勢の見直し

(事業主の責務)

第5条 事業主は、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

2 事業主は、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)

第6条 事業主は、安全管理にかかわる全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定する。

2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。

- (1) 関係法令の遵守と安全最優先の原則
- (2) 安全マネジメント態勢の継続的改善

3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、事業主の率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。

4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施する。

2 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。

- (1) 安全統括管理者 1人
- (2) 運航管理者 1人
- (3) 運航管理補助者 4人

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 事業主は、海上運送法施行規則第7条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 事業主は、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の2の3に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 事業主は、安全統括管理者及び運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき
- (3) 安全管理規程に違反することにより、運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(運航管理補助者の選任及び解任)

第12条 事業主は、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。

2 事業主は、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。

(運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者は、運航管理補助者を運航管理者代行に指名しておくものとする。

2 前項の場合において、運航管理者は2人以上の者を順位を付して指名することができる。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制にななければならない。

2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは事業主が職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、船舶が運航している間は、原則として職場に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは運行管理補助者と常時連絡できる体制にななければならない。

2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と運航管理補助者の連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、運航管理者代行が運航管理者の職務を執るものとする。

(運航管理補助者の勤務体制)

第16条 運航管理補助者は、船舶が就航している間は、原則として職場に勤務して運航管理者と常時連絡できる体制にななければならない。

2 運航管理補助者は、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめその旨を運航管理者に連絡しなければならない。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を事業者へ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を職場内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第18条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
- (2) 船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
- (3) 運航管理補助者を指揮監督すること。

(運航管理補助者の職務)

第19条 運航管理補助者は、運航管理者を補佐し、運航管理者がその職務を執行できないときには、第13条第2項の順位に従いその職務を代行するものとする。

第7章 運航管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

第20条 安全統括管理者又は運航管理者は、関係法令の改正、船舶の変更、航路の新設又は廃止等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは、遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。

2 事業主は、前項の発議があったときは、船長又は関係者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第21条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、船着場の状況、航路の交通状況、自然的性質等について、その安全性を検討するものとする。

(配乗計画の作成及び改定)

第22条 配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は乗組員が適正に確保されているか、

乗組員が過労になることはないか等について、その安全性を検討するものとする。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第23条 運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前2条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。

2 船舶、陸上施設又は河川等の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、運航管理者及び船長は、協議のうえ、運航休止等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

第24条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・水象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。また、速やかにその旨を運航管理者に連絡しなければならない。

2 船長は、運航中止にかかる判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。

3 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。

4 運航中止の措置をとるべき気象・水象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航の可否判断等の記録)

第25条 船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

第26条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、第4号及び第5号については必ず、その他の事項については必要に応じて船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・水象に関する情報
- (2) 船着場の状況、航路の自然的性質
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数
- (6) 船舶の動静

(7) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

第 27 条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者又は運航管理補助者に連絡しなければならない。

- (1) 発航前検査（点検）を終えたとき
- (2) 運航基準に定められた地点に達したとき
- (3) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
- (4) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じたとき

2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。

- (1) 気象・水象に関する情報
- (2) 航行中の水路の状況

(運航基準図)

第 28 条 運航管理者は、船長と協議して運航基準図を作成しなければならない。

2 運航基準図に記載すべき事項は、運航基準に定めるところによる。

第 11 章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

第 29 条 作業員の具体的配置、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者の所掌、その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。

(危険物等の取扱い)

第 30 条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

第 31 条 旅客の乗下船及び船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

(発航前点検)

第 32 条 船長は、発航前に船舶が運航に支障ないかどうか、その他運航に必要な準備が整っているかどうか等を点検簿に従って点検しなければならない。

(船内巡視)

第 33 条 船長は、運航中、船内の状況に留意し、直接状況をみられない場所その他必要と認める場所については、乗組員に点検させるものとする。また、船長は、火気取扱責任者であり、航行終了後、元栓等の閉鎖状態を確認するものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第 34 条 船長は旅客の見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の非難要領（非常信号、非難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと

(旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示)

第 35 条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させるよう努めること。
- (2) 12 歳未満の児童には、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣を着用させること。
- (3) 気象・水象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること

(飲酒等の禁止)

第 36 条 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなけれ

ばならない。

2 乗組員は、飲酒等の後、正常な運航業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、運航業務を実施してはならない。

3 船長は、乗組員が飲酒の後、正常な業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、業務を実施させてはならない。

第12章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第37条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第38条 船長は、船体、機関、諸設備、諸装置等について、点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日1回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前検査を実施した事項については点検を省略することができる。

2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じなければならない。

(陸上設備の点検整備)

第39条 運航管理者又は運航管理補助者は、係留施設、乗降用施設等について毎日1回以上点検し、異常のある個所を発見したときは、直ちに修復整備の措置を講じなければならない。

第13章 水難その他の事故の処理

(事故処理にあたっての基本的態度)

第40条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上の従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

(船長のとるべき措置)

第41条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び警察署等に連絡しなければならない。

2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合、又は、陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信又は緊急通信を発しなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

第42条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置を講じるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

(事業主及び安全統括管理者のとるべき措置)

第43条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、事業主へ速報しなければならない。

2 事業主及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(事故の処理)

第 44 条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

(通信の優先処理)

第 45 条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

(関係官署への報告)

第 46 条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関東運輸局（運輸支局等）、警察署等にその概要及び事故処理の状況を報告しなければならない。

(事故原因等の調査)

第 47 条 安全統括管理者及び運航管理者は、事故原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再

発防止及び事故処理の改善を図るものとする。

第 14 章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

第 48 条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理及び乗組員に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）、都道府県が条例で定める水上交通関係規則等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について安全教育を実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2 運航管理者は、航路の状況、水難その他の事故及びインシデント(事故等の損害を伴わない危険事象)事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(訓練)

第 49 条 運航管理者は、年 1 回以上、事故処理に関する訓練を実施しなければならない。

(記録)

第 50 条 運航管理者は、前 2 条の安全教育及び訓練を行ったときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

第 15 章 雑則

(安全管理規程等の備付け等)

第 51 条 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）及び運航基準図を船舶及び待合所に備付けなければならない。

2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、作成した文書は適切に管理する。

(情報伝達)

第 52 条 安全統括管理者は、パソコン等を活用した輸送の安全の確保に関する情報データベース化を行うとともに、容易なアクセス手段を用意する。

2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる現場の頭在的課題、潜在的課題等を、事業主に直接上申できる手段を用意する。

3 安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況について関係者へ周知する。

4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置、講じようとした措置等の輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

附 則

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日より実施する。

附 則

この規定は、令和 4 年 8 月 10 日より実施する。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 20 日より実施する。